

東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議（第1回） 議事録

令和4年7月27日（水） WEBによるオンライン開催

午前9時30分 開会

○藤井副所長 それでは、定刻になりました。ただいまから東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議を始めさせていただきます。

本日の議事に当たりまして、この後選出されます委員長に引き継ぐまでこの会議の進行をさせていただきます東京都多摩環境事務所副所長の藤井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

この会議の開催に当たりまして注意していただきたい事項を申し上げます。本日は Web 形式での会議となっております。都庁の通信環境の状況によっては途中で映像や音声途切れる場合がございます。誠に申し訳ございませんけれども、あらかじめ御了承ください。

委員の皆様方には、御発言の際に今起動されていると思います Zoom の挙手のボタンがございます。こちらを押していただいて、後ほど選出される委員長、または事務局から発言の許可があった上でビデオ、マイクともにオンにさせていただいてお名前をおっしゃって御発言いただくようお願いいたします。

この会議は、東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議設置要綱第10条の規定に基づきまして、Web での形式でございますけれども、公開となります。また、同要綱第11条の規定に基づきまして議事録を作成いたしまして、こちらも公開いたしますので、よろしくお願いたします。

資料につきましては、委員の皆様方には会議次第に記載のものを事前にデータ送付させていただいておりますが、今 Zoom の画面のほうにも説明に合わせて表示いたします。こちらを視聴の方にも御確認いただけるようにしていきたいと思っております。

なお、会議終了後、資料につきましては東京都環境局のホームページに掲載する予定でございます。

それでは、開催に当たりまして、東京都多摩環境事務所長の近藤より一言御挨拶をさせていただきます。

○近藤所長 皆さん、おはようございます。多摩環境事務所長の近藤でございます。本日

はお忙しい中、専門家会議に御参加いただき、ありがとうございます。本日の会議開催に当たり一言御挨拶申し上げます。

本会議は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の2に規定する一般廃棄物処理施設及び同第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設である焼却施設等の設置許可の申請に当たり、当該処理施設の設置が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているかを判断するための意見を聴取するものでございます。また、設置許可の手続では、関係区市町村となる檜原村村長からの意見を聴取するとともに、利害関係を有する者から生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できることが定められております。詳細は後ほど御説明させていただきますが、今回207名の方から約1,000件の意見が提出されております。

委員の皆様方におかれましては、提出された意見書も参考にいただきながら、本施設が周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされているか、それぞれ御専門の立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○藤井副所長 続きまして、お手元資料1でございます。画面のほうにもこれから表示いたします。専門家会議委員名簿によりまして名簿の順にこの会議の委員の皆様を御紹介させていただきます。申し訳ございませんが、時間の都合上、お名前だけの紹介とさせていただきます。

まず、奥委員でございます。

鎌田委員でございます。

坂本委員でございます。

藤倉委員でございます。

伴委員でございます。

宮脇委員でございます。

吉葉委員でございます。

また、今回の事案に関しましては、井戸水の使用や雨水の地下浸透などが計画されているため、地下水に関する意見を伺うため、設置要綱第3条第2項の規定に基づき臨時委員をお願いしてございます。令和4年7月21日付で臨時委員をお願いしてございます宮越臨時委員でございます。皆様、ありがとうございます。

本日は委員の皆様全員、全8名の皆様に出席いただきありがとうございます。

なお、鎌田委員及び藤倉委員は所用により途中で御退席の予定と伺っておるところでございます。

続きまして、本日出席しております東京都の幹部職員を御紹介いたします。

環境局資源循環推進部長の志村でございます。

資源循環技術担当部長の風祭でございます。

一般廃棄物対策課長の海老原でございます。

産業廃棄物対策課長の間瀬でございます。

産業廃棄物技術担当課長の加納でございます。

多摩環境事務所廃棄物対策課長の前田でございます。

以上でございます。

それでは続きまして、私から本日意見を皆様方に求める依頼文につきまして、知事に代わりまして依頼書を読み上げさせていただきます。今、画面に資料 2 として表示されているかと思えます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 3 項及び同法第 15 条の 2 第 3 項並びに東京都廃棄物処理施設の審査手続要綱第 9 条及び東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議設置要綱に基づき、下記の事項について意見を求めます。

令和 4 年 7 月 27 日

東京都知事 小池 百合子

## 記

令和 4 年 3 月 1 日付 3 環多廃一第 29 号及び令和 4 年 3 月 1 日付 3 環多廃産第 32 号により比留間運送株式会社から受理した一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可申請に関し、廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全について適正な配慮がなされたものであるか。

でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。会議次第を改めて画面に出させていただきます。本日の議事は3件ございます。

まず(1)「委員長の選任」をさせていただきます、その次が「副委員長の指名」、(3)「比留間運送株式会社による一般廃棄物及び産業廃棄物焼却施設の設置許可申請に係る意見聴取」ということでございます。

○藤井副所長 それでは、1つ目の「委員長の選任」に入らせていただきます。

設置要綱の第5条では「委員長は、委員の互選により選任する」と規定されてございます。この規定に従いまして委員の皆様での互選をお願いしたいと思います。委員長の選任につきまして御意見はございますか。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 以前よりこの専門家会議で副委員長としても御活躍され、廃棄物に関して幅広い見識をお持ちの吉葉委員が委員長に適任と思いますが、いかがでしょうか。

○藤井副所長 ただいま宮脇委員より、吉葉委員を委員長にという御意見がございました。皆様、いかがでしょうか。

(「賛同します」の声あり)

○藤井副所長 皆様、ありがとうございました。

それでは、ただいまの皆様の御意見を頂きまして、委員長には吉葉委員が選出されました。吉葉委員、よろしいでしょうか。

では、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長に吉葉委員が選任されましたので、誠に恐縮ですが、委員長から御挨拶をお願いします。

○吉葉委員長 図らずも委員長に選出されまして、副委員長をやった当時はたしかオリンピックの施設、特に「海の森」のボート・カヌー競技場の風よけとか観客席仮設の審議など、かなり夢のある話だったのですが、今回はかなり深刻な状況でございまして、特に自然環境をどう保護するかとか、奥多摩地域の緑をどのように守るかとか、そういう意味で法律に従うのは基本ですが、それ以上に考えなくてはならない非常に難しい問題を抱えていると思います。そういう意味で、委員の先生方は皆さん各分野の専門家ですので、その専門のところをまず固めていただいて、その上でさらに、今SDGsとかESGとかい

ろいろ考えるべき事がありますけれども、そういう観点からも総合的な視点で御意見を頂きたい。その上で最善の方策といたしますか、許認可も含めて意見をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○藤井副所長 委員長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の進行を吉葉委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○吉葉委員長 ただいまから進行を引き継がさせていただきます。

○吉葉委員長 2つ目の議事の「副委員長の指名」ですが、東京都廃棄物処理施設の審査に係る専門家会議設置要綱第6条では、副委員長は委員長が委員の中から指名すると規定されています。この規定に基づきまして私のほうから副委員長を指名させていただきます。

副委員長は法律の専門家でありまして、まず一番重視しなくてはならない法律のところを固めていただくというところで、奥先生にお願いしたいと思っております。奥先生、よろしいでしょうか。

○奥委員 承知いたしました。

○吉葉委員長 ありがとうございました。それでは、奥先生に副委員長をよろしくお願いいたします。

○吉葉委員長 続きまして、3つ目の議事に入らせていただきます。「比留間運送株式会社による一般廃棄物及び産業廃棄物焼却施設の設置許可申請に係る意見聴取」でございます。

それでは、一般廃棄物及び産業廃棄物焼却施設の設置許可申請について各委員からの意見をお伺いしたいと思います。では最初に、今回の設置許可申請の概要について事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○前田課長 委員長、事務局の多摩環境事務所前田です。私から御説明させていただきます。

今回の設置許可申請につきましては、委員の方には事前に御覧いただいているところでございますけれども、改めて概要を説明させていただきます。今回の設置許可申請は、産

業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設の設置許可でございます。

まず、産業廃棄物処理施設設置許可についてでございます。

設置許可申請を出しました会社の申請者の本社所在地、東京都武蔵村山市中央二丁目18-3 に所在します、申請者、比留間運送株式会社、代表取締役、比留間宏明。

設置予定場所ですが、東京都西多摩郡檜原村人里 2263-3 ほかになります。

施設の種類でございますが、産業廃棄物の汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設、産業廃棄物の焼却施設（前記を除く）となっております。

次に、処理をする産業廃棄物の種類でございますけれども、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体（特別管理産業廃棄物は除く）となっております。

施設の着工予定年月日、申請上は令和 4 年 11 月 1 日となっております。

施設の使用開始予定年月日、令和 6 年 10 月 15 日。

施設の処理能力、24 時間当たり 96 トン。

処理施設の処理方法、ストーカ式として産業廃棄物の設置許可申請が出されております。

併せて出されております一般廃棄物の処理施設の設置許可でございますけれども、処理施設の種類はごみ処理施設（焼却施設）となっております。処理する一般廃棄物の種類につきましては、混合ごみ（特別管理一般廃棄物は除く）、となっております。設置場所等それ以外は、産業廃棄物の設置許可申請と一緒にとなっておりますので、省略させていただきます。

今回の設置許可申請に当たり、比留間運送株式会社では令和 3 年 9 月に生活環境影響調査を実施してございます。調査項目としましては、1、大気質、煙突排ガスの排出に伴う大気質、施設の稼働に伴う大気質、廃棄物運搬車両の走行に伴う大気質。2、騒音、施設の稼働に伴う騒音、廃棄物運搬車両の走行に伴う騒音。3、振動、施設の稼働に伴う振動、廃棄物運搬車両の走行に伴う振動。4、悪臭、煙突排ガスの排出に伴う悪臭、施設からの悪臭の漏えいとなっております。

今回の調査項目から外れているものですが、水質、施設排水の排出が選定されてございません。その理由としましては、排水の公共用水域への放流がないため、調査項目として選定しないということで申請がなされてございます。

当申請につきましては、3 月 1 日に多摩環境事務所で設置許可申請書を受理してござい

まして、4月18日告示、翌4月19日から5月18日までの間で申請書の縦覧、6月1日までの間で意見書の受付を実施したものでございます。

本日、手続によりまして第1回目の専門家会議を開催しているところでございます。

以上、簡単ですが、私からの説明となります。

○吉葉委員長 ありがとうございます。

概要の説明が終わりました。何か御質問はございますか。

質問がなければ次に進みたいと思います。関係村長からの意見及びそれに対する申請者の見解についてであります。

それでは、これからの議事の流れですが、資料3の「関係区市町村長からの意見に対する事業者の回答」、資料4の「利害関係者からの意見」、資料5の「委員から事前に聴取した意見に対する事業者の回答」について事務局から説明していただきます。そして、それらの説明を伺った上で、今回の施設設置計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか否かについて改めて委員の皆様の御意見を頂きたいと思えます。

それでは、事務局より資料3、資料4、資料5について説明をお願いします。

○前田課長 それでは、説明させていただきます。これから私が説明いたしますのは、資料3の「関係区市町村長からの意見に対する事業者の回答」、資料4の「利害関係者からの意見」、資料5の「委員から事前に聴取した意見に対する事業者の回答」の3つについて私から説明をさせていただきます。

まず資料3「関係区市町村長からの意見に対する事業者の回答」になります。資料3を御覧ください。今回の設置許可申請に当たりまして、設置予定箇所の東京都西多摩郡檜原村村長から意見を頂いてございます。それについての事業者、比留間運送株式会社からの回答がついたものが資料3となっております。

それでは、まず資料3について御説明させていただきます。

檜原村からの意見として出てまいりましたのが、まず1、環境政策についてということで、「生活環境の保全上の目標（環境基準等）を満たすものであるものの、その数値はゼロではない。常に施設の最新化を図ること、そして、住民や観光客等に対しても自信を持って施設の公開を行い、檜原村にとって未来に誇れる環境づくりに努めること」、これが1。

2、住民の不安解消ということで、「多くの村民の間には環境汚染や生活環境の悪化等

への不安感が解消されていない。塩化水素以外についても基準値を下回る自主規制値を設定し、さらなる抑制を図る。測定頻度についても計画回数を増加させ、モニタリングデータの常時公開等、住民の不安解消に努めること」。

3 番目としまして、給水事情については、「設置許可申請によれば毎時約 13 トンの水を使用する。これは 1 日に換算すると約 312 トンもの使用量となる。この使用量は、雨水、井水、湧き水及び水道水で賄うものとしているが、水道水の具体的な使用量は不明となっている。南秋川浄水場は、計画最大給水量が 1 日 580 トンで、現在の 1 日平均給水量は約 480 トンと余裕がない状況、取水源も貧弱で、取水量を増加させることが困難な状況である。水道法で規定する正当の理由をもって給水契約を拒否する可能性を踏まえた計画とすること」、これが 3 つ目の意見でございます。

4 つ目としまして苦情等の対応についてということで、「周辺住民等からの質問や要望、苦情等が寄せられた場合は誠意を持って対応すること」となっておりまして、これについての事業者からの回答が右側になってございます。

環境対策につきましては、事業者の回答は、「檜原村の自然保護と環境対策を表した「みどり せせらぎ 風の音」を念頭に施設の維持管理を徹底していく。未来に誇れる環境づくりを意識した官民一体の政策として取り組んでまいります」という回答となっております。

2、住民の不安解消についてということです。これについての回答は、「大気汚染については、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、科学的知見を基に十分な安全を見込んで環境基準が定められています。排ガスに対する法規制値が定められておりますので、必要な調査・測定は法律に準拠して行います。しかし、本事業では地域共生が第一となりますので、地域住民、事業者、行政庁との対話で要望や妥協点の模索を行い、不安解消に努める」という回答となっております。

次に、3 番目の給水事情についてですが、「給水は基本的に井水、湧き水、雨水を約 1,000 m<sup>3</sup>の地下水槽に貯水しながら利用することで、炉の冷却水等を絶やさないう設計されております。そのため、上水の利用は原則水槽が不足した場合のみで、ほぼ考えておりません」という回答となっております。

次に、村からの 4 つ目の意見、苦情等の対応についてでございますが、「今後の事業を進めるに当たっては、誠意を持って地域住民の方々に対応していきたいと考えています」という回答となっております。

これが資料 3、関係区市町村長、檜原村からの意見に対する事業者からの回答となっております。

続きまして、資料 4 の「利害関係者からの意見」について御説明させていただきます。

資料 4 「利害関係者からの意見」を御覧ください。

まず、利害関係者からの意見の提出期間ですが、令和 4 年 4 月 19 日から同年 6 月 1 日までの間で実施させていただきました。意見書の提出件数 207 件となっておりますが、この 207 件の考え方を御説明させていただきます。

提出された意見書の件数はこのような形で整理をさせていただきました。同一の個人が複数回提出している場合、連名で提出している場合は 1 件として計算をいたしました。また、法人の代表者として提出していますが、個人、連名でも提出している場合は 3 件として、これは人格が違うということで 3 件としてカウントしています。6 月 1 日までで募集いたしましたので、6 月 2 日以降の消印の場合は件数には含めておりません。意見としても採用しなかったということもございます。それで、合わせまして 207 件となっております。

この 207 件の中でも、1 人の意見の中に、例えば水質保全について、大気の保全について、または風評被害についてというように 3 つの意見が出た場合は、1 件の中から 3 つの意見があるということで、それを集計したものが意見数として私どものほうで集約しましたところ、1,014 件の意見があったと把握してございます。

その要旨がその下になっています。生活環境影響調査の評価地点、期間、項目、回数等に関するものが 53 件、煙突からの排ガスの拡散、放出量に関するものが 65 件、焼却によって生じる有害物質対策に関するものが 27 件、ダイオキシン類の発生・排出に関するものが 27 件、炉の立ち上げ時に使用する重油に起因する硫黄酸化物に関するものが 3 件、施設稼働に必要な水の不足に関するものが 53 件、排水の河川流出に関するものが 76 件、水源地、飲料水の汚染に関するものが 54 件、有害物質による土壤汚染に関するものが 32 件、廃酸等の廃液の処理に関するものが 1 件、処理後の廃棄物の保管に関するものが 5 件、悪臭・騒音・振動に関するものが 7 件、炉稼働による排熱に関するものが 6 件、搬入物の危険性に関するものが 5 件、有価物と称する不適正な物の持ち込みに関するものが 2 件、搬入車両の運行に関するものが 74 件、施設の稼働データの公開に関するものが 11 件、放射性物質の搬入に関するものが 4 件、動植物・希少生物への影響に関するものが 38 件、国立公園内への設置に関するものが 12 件、自然破壊に関するものが 70 件、土砂災害特別

警戒区域レッドゾーンへの施設建設に関するものが 10 件、活断層に関するものが 4 件、危険管理、安全管理、事故時の補償に関するものが 75 件、災害時等の消火対応に関するものが 51 件、事業者の経営、信頼性、説明会での対応等・事業運営に関するものが 110 件、観光業、農業、水産業等への風評と地元産業・経済への影響に関するものが 128 件、その他の意見として把握しているものが 11 件というように分類させていただきまして、207 名の方から意見として 1,014 件頂いていると把握してございます。これらの意見につきましては、利害関係者からの意見に対する事業者の回答は、現時点では事業者から提出されておりません。

続きまして、資料 5、本日いらしていただいている専門家会議の委員の皆様から事前に聴取した意見に対する回答について御紹介させていただきます。

資料 5 を御覧ください。事前に委員の皆様から頂いていた意見が 11 件ございました。まず 1、「一廃と産廃の混合比率並びに季節、時系列的な変動幅について明示されたい。また、安定供給の可否とごみピットについても明示されたい」。2、「一廃の出所と物理組成に関する情報を明示されたい」。3、「産廃のうち、廃プラ、廃木材、廃油分の割合が比較的多いと推測されるが、その熱量と今回のような大型規模での処理実績について照会したい」。4、「現在の産廃処理施設で日量 96 トン規模のものでは通常廃熱発電設備が設置されており、例えば市原市や佐世保市などの例、地域のエネルギー（電気と熱）供給拠点として機能している。しかるに、本計画においては発電施設としての機能が考えられていないようなようであるが、その理由を照会したい。少なくとも施設内の電力のみでも供給可能とし、自立型の施設を考えるべきと思うが、いかがか」。5、「施設設置許可申請の必要最小限の条件に関する記述はされているようであるが、現在もお迷惑施設と見られている当該施設のイメージを払拭するための取組み、あるいはメッセージを発信する必要があるように思われる。例えば上記 4 のような発電施設によるエネルギー創出拠点としての機能や将来にわたって重要な SDGs 対応の取組などを明示することが重要と考える。このような観点に立った対応はいかがか」。6、「燃焼計算に使用されている廃棄物組成はどのような文献からの引用か。または申請者による分析値か。廃プラスチックなどの組成は搬入される種類を想定されているのか（一般廃棄物については申請書類に引用元の記載あり）」。7、「本ストーカ式焼却炉での炉内熱負荷はこのメーカーの一般的な値か（教科書的にも平均的な数値と判断している）。多目的燃焼室の有無に関係ないと考えてよいか」。8、「ごみ質によりバグフィルターでの消石灰使用量が異なることになって

いる。実際の運用ではどのように管理するのか」。9、「誘引送風機・押込送風機・熱交換ファンはそれなりの音がする（生活環境影響評価でも騒音レベル高め）ため、基準とは別に周辺住民への配慮のため、計画では防音壁対応となっているが、各装置での騒音・振動対策をすることが望ましい（夜間焼却もあるため）」。10、「申請書類Ⅲ-4 自主規制＝公害防止基準（HCI以外）について、運転管理は規制値を十分下回るよう丁寧に実施してほしい。11、周辺エリアにおける地下水の利用状況及び地下水位の変化・モニタリングの状況に関する情報があれば準備願う」。この 11 の意見を事前に先生方から頂きました。

これについての事業者の回答が右側に出ています。1 につきましては、「現時点で一廃と産廃の比率を明言できませんが、弊社伊奈平工場、こちらは事業者が本社の近くで持っています武蔵村山の焼却施設になります。そちらの伊奈平工場では一廃と産廃の比率はおおむね 3 対 7 となっています。また、季節や時系列的な変動はないと考えています。ごみピット容量は、一廃用 461 m<sup>3</sup>、産廃用 969 m<sup>3</sup>となり、一廃は 0.7 日分（見掛比重 0.125）、産廃は 4.6 日分（処理量と品目ごとの見掛比重による計算結果）となっています」。2 についての回答は、「一廃は事業系一廃となります。出所は主に東京都武蔵村山市、東大和市、小平市を中心とした多摩地域となります。物理組成は、事業系一廃としてのデータがないので、多摩環境事務所と協議し、一般廃棄物組成算出根拠表としてまとめた資料を基にしております。同表は「申請書Ⅲ添付図面等 1 能力計算書一廃」の 13 枚目に添付してございます」ということで申請書にとじ込んであるということです。3 の答え、「混合物である産業廃棄物の熱量は 1 万 6,744kJ/kg を想定しています。同等以上の能力の実績としては 10 施設以上となり、最大のものは 10.4 トン/時の実績があります。4 番目、計画当初は廃熱発電を検討いたしましたが、利用できる敷地面積の制約や BT<ボイラー・タービン>主任技術者の確保などがあり断念いたしました。その代わりとして焼却棟の屋上に太陽光パネルを設置し、再生可能エネルギーも併用した施設にまいります。なお、本施設では温水と温風を取り出すことが可能な施設としており、将来はこのエネルギーを利用した事業を考えております」という回答でございました。5 につきましては、「本事業で計画する焼却施設では、温水と温風を取り出すことが可能です。本施設で創出する前述したエネルギーの利活用で周辺住民や事業者と地場産業の活性化・新規事業の立上げ等を協業することで持続可能な社会の実現に取り組んでまいります。また、世間一般で持たれているイメージを改善するためにも、自然環境に負荷をかけない最新設備の導入や周辺住民、観光客への積極的な施設公開を実施いたします。将来的には官民連携事業と

してエコツア一等を提案し、地域活性化の推進に寄与いたします」という回答となっており、6、「組成の根拠は、「廃棄物元素組成表（標準）」の出典欄に記載しています。同表は「申請書Ⅲ添付図面等 1 能力計算書産廃」の 54 枚目にとじ込んである」ということです。7、「炉内負荷は採用するメーカーの一般的な値となっている。多目的処理室の有無には関係ありません」。8、「煙突に設置した塩化水素濃度計の値により、消石灰の噴霧量を自動で調整する装置を設置し、自主規制値を超えない管理を行います」という回答となっております。9 の回答ですが、「各送風機は騒音対策として消音器を設置、振動対策として強固な基礎に固定を行います。さらに、各送風機は、屋内設置もしくは設置場所周囲に囲いを設けることにより騒音の低減を図る計画となっております」という回答でございます。10 につきましては、「運転管理には十分配慮し、常に状態が安定するように制御していきます」という回答です。11 番についての回答につきましては、「東京都の意見回答にはなるとは思いますが、檜原村の地下水の利用状況について、最新の地下水揚水量の情報は、「令和 2 年都内の地下水揚水の実態（地下水揚水量調査報告書）令和 4 年 3 月東京都環境局」にありました。地下水位の変化・モニタリングの状況に関する情報については、檜原村で提供されているデータはなかった」という回答となっております。

以上、私のほうから資料 3、4、5 について説明をさせていただきました。今回の申請は提出資料が詳細にわたるため、円滑な会議運営の観点から事前に事務局が委員の皆様へ説明をさせていただきました。資料 5 は 5 月末までの期間で頂いた事前の御質問に対する回答となっております。それ以降のものにつきましては、順次回答を事業者にお問い合わせしているところでございます（注：下線の部分は、事務局に認識の誤りがあり、資料 5 以降に委員から頂いた意見については、この時点で事業者へ回答を依頼していません。正しくは「今後、事業者へ回答をお願いする」となります。）。

説明は以上となります。

○吉葉委員長 ありがとうございます。

それでは、資料 3、4、5 に分けて質問を受け付けたいと思います。いかがでしょうか。

では、宮脇委員、どうぞ。

○宮脇委員 質問なのですけれども、質問というか確認でしょうか。まず関係区市町村からの意見に対する事業者回答に関してですけれども、特に 3 つ目、私は技術的な視点での確認でございますので、給水関係で 1 日 300 トンという水を使用するということについ

て、回答は井水、湧き水、雨水を貯水するというところでございますが、敷地面積と降水量を考えても、雨水で十分な水量が確保できるような容量ではないと考えております。ですので、回答としてこちらに書いてある内容ですと、実際に水の確保が本当にできるのかどうかというところの確認が取れないと思っておりますので、この辺りは十分に確認いただきたいと思っております。水がなければ、この装置は、別途資料 5 にも関わることなのですが、資料 5 で別の委員からも御意見があったように、発電等を行わないということで、ボイラー等を設置していないために水での冷却に大量の水を使っているという施設でございますので、この辺り、もし水が足りないようであれば、ボイラー等を設置して発電などをするというのも 1 つの案ではないかなとは考えておりますので、少し事業者のほうで丁寧に考えていただいて回答いただくようにしていただければと思っております。

○前田課長 今、宮脇委員から頂きました水の使用量につきましては、申請書類の中にフロー図等が添付されておりますが、井水、湧き水、雨水についてそれぞれの内訳等の記載はございませんので、そこも含め事業者へ確認を取ってまいりたいと思います。

○奥委員 よろしいですか。奥ですが、発言させていただきます。資料 3、檜原村村長の意見に対しての事業者の回答を拝見しますと、いずれも非常に抽象的で具体性に欠けているという印象を持っております。1 つ目の回答を見ても、「「みどり せせらぎ 風の音」を念頭に施設の維持管理を徹底いたします」、具体的にどう施設の維持管理を徹底するのか分かりません。「未来に誇れる環境づくりを意識した官民一体の政策として取り組んでまいります」、これも具体策としてももう少し明確なお答えを示していただく必要があるかと思っております。

2 つ目の回答につきましても、資料 4 の利害関係者からの意見に対してはまだ事業者の回答が出てきていないので、こちらの回答が出てくればもう少し明確になるのかもしれませんが、資料 4 の分類を見ても、下のほうに列挙されている事業者の経営や信頼性等に関する御意見 110 件、それから観光等地元の産業・経済への影響に関するもの 128 件と非常に多い御心配の意見が出されているということからしましても、その地域の方々の不安払拭をいかに図ろうとしているのか、そこも具体的に示していただく必要があると思えます。

法令遵守というのは最低限やるべきことは当たり前のことですので、それ以上にやはり地域に受け入れられ、そこで共生していく、そして地域にとってもメリットになると思っただけのような対策として具体的に何をしようとしているのか。例えば協定締結とい

ったことも考えていらっしゃるのか、ここもより明確な事業者からのお答えが必要だと思っております。

先ほど宮脇委員からもありましたけれども、3点目については、恐らくこれは井水、水を井戸水としてくみ上げて使う分が多くなるのではないかと推測されるわけですが、具体的な取水量をどの程度と考えているのか、ここも明らかにしていただく必要があるかなと考えております。

○前田課長 まず、委員御指摘のとおり、檜原村からの1の環境政策についてということでは回答はこのようになっています。実際にどのようなことを実施される予定なのかについては記載がございませんので、その部分については事業者を確認をさせていただきたいと思っております。

次に、委員から御指摘の2の住民の不安解消についてのところにつきまして、実際の地元の団体の檜原村に確認しましたところ、檜原村と具体的な話し合いをしてはいないと聞いておりますが、事業者からもどのように具体的に進めていこうと考えているのかについて確認をさせていただきたいと存じます。

○吉葉委員長 ほかに。

鎌田先生、どうぞ。

○鎌田委員 今お二人の委員の先生に御指摘を頂いたと思いますが、3番の給水事情に関して、私もなかなか雨水だけでは難しいなという認識を持っております。上水の使用はほぼ考えておりませんということですが、現状を考えると、かなり浄水場の能力は不足しておりますので、運転を止めるのか、使わないのか、その辺の詳細は必要かなと思います。実際にこの1,000 m<sup>3</sup>の地下水槽で足りるかどうか、何日ちゃんと運転できるかどうかという詳細のデータもお出しいただく必要があるかなと思いますので、そこら辺に関して少しデータの提供をお願いできればと考えております。

○前田課長 水に関しては、檜原村からの意見を御覧になって分かるように、村からも強い意見が出されているところです。データも不明瞭な部分もございますので、申請者に水のデータについては改めて提出を依頼したいと考えています。

○鎌田委員 ありがとうございます。

○吉葉委員長 今の水の問題は関連することがいろいろあると思うのですが、ちょっとイレギュラーですが、線状降水帯か何かで水があふれたときにその貯水槽はどうなるのかとか、かなり波及効果は大きいし、それは想定しないとならない時代になっ

ています。そういうことも含めて今回の申請者側はどう考えているかというのも確認していただければと思うのですが、よろしいですか。

○前田課長 委員からの水の意見については、改めて確認させていただき、まとめて事業者伝えていきたいと思えます。

○吉葉委員長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

宮越先生、御専門の観点からどうぞ。

○宮越臨時委員 ありがとうございます。宮越です。給水について多くの先生方から御意見を頂き、私も全くそのとおりで思えます。関係区市町村長からの意見に対する事業者さんの回答を拝見しましたが、まず具体的な数字が書かれていないので、給水計画が実現可能であるかどうかということの評価が困難です。

井水、湧き水、雨水の給水量、上水道の補給量について、まず事業者さんに具体的な計画量を明示していただかないと、これらが実際にできるかどうかという評価が全くできません。計画量によってできるかどうか全く違いますので、これらを明示していただく必要があります。

この回答の中で 1,000 トンの地下水槽に貯水しながら進めるということですが、日量 312 トンの余剰が発生して初めてタンクに貯水できると思えます。ですから、その計画量を提示いただかないと、1,000 トンのタンクに貯水して継続的に絶やさないようにしますというのが実際に実現できるかどうかということの評価はできません。

また、地下水について、本地域は固結した岩盤の深度が浅く、帯水層と言われるような地下水の採取に有望な地層が広がっている地域ではありませんので、一般的に考えると、地下水を多量かつ継続的に汲むということが難しいと思えます。

事業者さんにはこのような地域の特徴も考慮に入れて、計画する給水量を回答いただく必要があります。

さらに、地下水は深度によって、雨水とも大きく関係しており、降水量の変化に応じて水位が変化することも考えられますので、具体的な計画量の明示においてはこのことも考慮して実現可能であるかどうか事業者さんに回答いただく必要があります。

○前田課長 今の御意見を、特に地下水の問題については委員の意見を参考にして事業者伝えていきたいと思えます。

○吉葉委員長 ほかにいかがでしょうか。

では、藤倉先生、お願いします。

○藤倉委員 関係市区町村の意見などに関連して、全般的な事項になるかもしれないのですけれども、やはり住民の方がいろいろ不安に思っていると思いますので、どう維持管理をしていくかというところもぜひ事業者さんにはちゃんと回答なり追加資料で示していただきたいと思っています。特に生活環境系ですと、年に一度あるいは3か月に一度といった公定法での測定による定期点検だけではなくて、ふだんからどのように毎日の日常点検をするか、目で見て耳で聞いて異常がないかということを中心にちゃんと点検するということも約束していただくことが必要です。それから、檜原村さんはなるべく出すものはゼロにしてくれということなのですけれども、なかなかゼロは難しいのですが、そして時には故意ではなくても何か基準を超えてしまうようなトラブルがあり得ると思うのですけれども、トラブルがあったときにどのように対処するかというマニュアルもしっかり整備をさせていただいて、こういう考え方で、こういうマニュアルでやりますというところを出していただくとかかなり安心感につながるのではないかなと思います。

この会議における資料はおそらく公開だと思いますので、事業者が公開される資料で回答を出すということ自体が、その公開ということを通じた事業者さんの約束になりますので、それをしっかりしていただくことを目指して今後もいろいろお尋ねはしていきたいと思っています。事業者さんには、しっかり回答すること自体が不安解消につながるということを事務局からお伝えいただきたいと思っています。

○前田課長 先ほど申しましたように、利害関係者207名の方から頂いた意見に対する事業者の回答は現時点で提出されておられません。その点も含めて回答するよう事業者に改めて伝えたいと思います。

○吉葉委員長 伴委員、いかがでしょうか。

○伴委員 大気のほうからコメントさせていただきます。資料5の10番でも御指摘いただいています。運転管理について規制値を十分下回るように丁寧に実施してほしいというところで、一応回答としては常に状態が安定するように制御したいということで回答いただいています。多分私はこのコメントの後に意見をお送りさせていただいているのでまだ回答いただいている形になるかと思いますが、環境影響評価の結果を見ると、定常状態の気象条件だと規制値の半分程度になるかというところなのですが、後で御確認いただければいいかと思うのですが、環境影響評価の表の4-1-47、ページだと4-1の53ページとかの辺りなのですが、表の4-1-47、それから表4-1-49という辺りが、若干停滞しがち

な状態のときの大気の状態とかになりますと、二酸化硫黄だとか塩化水素の値が基準値、目標値とほぼ同じ値になってくるというところがありまして、現地とかを見に行ったときも谷に設置するような地点に見受けられて、敷地の反対側もまた別の斜面があるところで大気がかなり停滞しそうかなという印象もありました。ですので、ただでさえこの自主規制値だと場合によってはかなり基準値に近いところが受けられるかというところがありますので、ぜひこの自主規制値という辺りをもう一度見直していただきたいというところで、次回この辺りを具体的にもう一度評価していただいて回答いただければと思います。

先ほど藤倉先生からも御指摘がありました。定期的な検査の辺り、周辺の常時監視の測定局が若干離れているという指摘もありましたので、自主的な検査を定例よりも頻度を上げてそれを公開するようというところで意識を持っていただければなと考えております。

○前田課長 委員の御指摘のとおり、委員の方から事前に頂いた質問のほかに追加で質問を頂いているところがございます。また、本日の会議を踏まえて改めて追加の質問もあると思いますが、そういった質問については、今後、順次事業者の確認を取っていきたいと思います。今の自主規制値についてもどのように考えるのか、改めて事業者へ回答を求めたいと思います。

○吉葉委員長 ありがとうございます。

では、坂本委員。

○坂本委員 坂本は騒音の担当ですので、騒音の観点から質問させていただきたいと思えます。資料5にも委員の先生から事前に意見も出されておりますけれども、パワーレベルの表を見ますと、かなり大きい機械が散見されております。予測の中で建屋の遮音を期待しているようなのですけれども、確かに南側の施設はかなり囲われているのかなと思うのですけれども、北側の施設は囲いが無いようなところも見受けられるというのが1点と、遮音につきましては、空いているところ、隙間とか開口とか、そういうものがあると全体の遮音性能はかなり落ちますので、そういったところをどこまで見ておられるのかが資料を見ても判然としないところがありますので、その辺りを詳しく評価していただければと思います。これは事後に事務局にお伝えした意見でございます。

それから、パワーレベル、外にある重機の機械のパワーレベルがかなり大きくて100dBを超えているのですけれども、こういったものは、騒音対策はかなり難しいと思うのですが、運転時間が24時間のものもございます。本当に24時間運転されるのか、夜

間の騒音がかなり心配されるので、この辺りのところをもうちょっと綿密に条件を明記していただければと思います。

○前田課長 建築プランにつきましては事業者を確認を取りましたが、今作成中と聞いています。建築プランにつきましては事業者から情報提供を受けていきたいと思います。委員の御指摘のところについても確認を取りたいと思います。

○吉葉委員長 ありがとうございます。

出尽くしましたか。よろしいですか。

○宮越臨時委員 よろしいでしょうか。今、資料として画面に表示いただいている委員から事前に聴取した意見に対する事業者の回答の 11 番について、地下水について御意見を頂いています。私もモニタリングは極めて重要だと考えます。今回、雨水については、降水量や敷地面積、屋根面積を考えると、先ほど委員からも御指摘があったように、十分な量を確保できるとは到底思えません。また、湧水は季節的な変動を伴います。したがって、地下水が多量にくまることが想定されますが、地下水利用によって、周辺の水環境、例えば横を流れている森沢の流量などに影響を与えるようなことは、決してあってはなりません。このような周辺の水環境への影響を明らかにするためにはモニタリングは極めて重要であり、例えば計画地周辺の地下水面の形状を把握することが非常に有益だと思います。地下水面の形状を把握することで地下水と森沢の水の関係が評価できます。地下水面と森沢の河床の高さの関係によっては、例えば地下水から森沢に至る流量が減るだけでなく、場合によっては、森沢の水を地下水として引き込んでしまうこともありえますので、十分な注意が必要です。工事中や工事後だけでなく、工事前にもモニタリングを実施し、事前に地下水と森沢を含め周辺水環境の情報を収集して計画に反映していただくことを事業者をお願いするのが重要であると考えます。

○前田課長 建設予定地に隣接して流れている、森沢という名称の沢との関係についての資料。また、モニタリングの状況などについても申請者に資料の提供を求めていきたいと思います。森沢につきましては、檜原村では森沢の水は今回の事業に使用できないと聞いていますので、確認しながら事業者と話し合ったいと思います。

○吉葉委員長 その辺の情報は事業者側から手に入りますか。公的なものはほとんどないでしょう。

○前田課長 委員長から御指摘のとおり、事業者が持っているかどうかも含め、どのように対処するか、事業者と話し合っ、できる限りの情報提供を受けていくようにしたいと

思います。

○吉葉委員長 逆に宮越先生にお伺いしますが、それは技術的に可能ですか。

○宮越臨時委員 もちろんです。地下水のモニタリングは様々な開発地域で行われています。例えば観測井を設置して地下水位をモニタリングすることや、周辺の沢の流量を測ることで地下水と沢の水の関係が明らかになっています。特に、地下水を多量に汲む場合は、このような周辺水環境への影響評価を伴うことが持続的に地下水を汲めるかという評価とも関連しますので、極めて重要だと考えます。

当然ながら、井戸を掘削すると、井戸の性能を評価するような試験も併せて行われると思います。これらの情報を併せて検討して地下水を汲めるかどうかという評価につながります。現在ではこれら地下水や沢水等の計画地周辺の水環境に関する情報が全く提示されていませんので、地下水を汲むことが本当に実施できるのか、疑問があります。一般に地下水採取が難しい地域だと思いますので、事業者が地下水採取を実施できるとする根拠を明示していただくということが重要だと思います。

○吉葉委員長 ありがとうございます。そこはその地域の地勢的な情報が既にあれば、かなり情報として入ってくるでしょうけれども、今から測定しなくてはならないとなると大変ですよ。

○宮越臨時委員 ご指摘の通りです。この地域は地下水開発がほとんどない地域ですので、事業者さんに新しくデータや情報を収集いただく必要は当然あるのではないかと思います。これら無くして評価は難しいです。

○吉葉委員長 いわゆるボーリングとかそういうのを伴うわけですよ。

○宮越臨時委員 その通りです。どのような地下水を対象とするのか全く書かれていませんので分からないところはありますが、一般に井戸を掘った後に性能を評価すると思いますので、そういった情報も必要ですし、また、例えば浅い地下水を開発するのであれば、沢の水を含め周辺の水環境との関係を明らかにするために、観測井を複数設置して水位を見るのが一般的だと思います。

○吉葉委員長 岩盤があるだけにちょっと難しいですね。

○宮越臨時委員 帯水層と言える地層も広がっていませんし、多量かつ継続的な地下水採取は一般に難しいと思います。事業者さんが地下水を採取できるとしている根拠を明示していただく必要があります。そして根拠を明示する際には、その事前段階で計画取水量を明示していただく、定量的な値を示していただくというのをやはり求めるべきではないか

と思います。これらの情報が欠けているため、事業者さんの主張が妥当であるか、現段階では評価が難しいです。

○吉葉委員長 話は飛びますけれども、私はそのところに温泉が掘れるのではないかと思っていたのですけれども、そういう地勢ではないですね。

○宮越臨時委員 浅い水と深い水の場合は溶存成分が異なることが想定されます。温泉のような深い水になった場合、浅い水とは違って、例えば排水の際に溶存成分が多い水をどのように取り扱うのか、また、その水を冷却水に使用できるのか、そういった新たな評価も必要になると思いますので、事業者さんには注意しながら進めていただきたいと思います。

○吉葉委員長 水は利用できるというのは一般論としては分かるのですけれども、それも水の性質にもよりますよね。

○宮越臨時委員 その通りです。

○吉葉委員長 本当にボイラーというのはないのですけれども、焼却炉を構築する上で冷却用の水管壁がやはり必要なので、そのところを流れる水がどういう性質かによってはプラントが相当腐食したり、私たちが関与するごみ処理のところでは水とは切り離せない技術なので、できるとしてもそういう新たな問題が出てくるかもしれないですね。

○宮越臨時委員 その通りです。地下水採取深度によって新たな評価の観点が変わる可能性があります。

○吉葉委員長 ありがとうございます。ようやく私のフィールドに入ってきました。いずれにしても、水質も含めて水の供給、あと安定的な確保、そして最終的にはそれが流域に流れ出るといふか、そういう意味での汚染の問題にならないかどうか。やはり今回、水がかなりネックになりますね。

よろしいですか。奥先生、どうぞ。

○奥委員 すみません、資料 3 から順番に行くのかなと思っていたのですが、もう資料 5 に入っているわけですか。

○吉葉委員長 まだ資料 3 です。

○奥委員 分かりました。では、資料 5 は後でまた。

○吉葉委員長 では、よろしければ、次に資料 4 に入ります。これに関しての御質問はございますか。これは利害関係者からの御意見ですね。207 名の方から約 1,000 件ですが、申請者側の回答はどのように作って、今もうできているのですか。今作っている途上です

か。

○前田課長 今回頂いた意見につきましては漏れがないようにすることが大切だと思っておりますので、まずこちらの意見を事業者に、当然個人情報等特定できるものは全部黒で消して事業者に渡し、事業者で漏れがないよう確認した上で回答を作成するよう依頼をいたしました。1,000 件もありますので時間がかかるということで、本日は示せない状況となっています。

○吉葉委員長 一応申請者側は回答することを了解したのですね。

○前田課長 事業者は今作成中でございます。ただ、時間がかかるということでございます。

○吉葉委員長 この中で多かった意見は何ですか。

○前田課長 分類も、例えば交通事情ですと、車が増えて危険だとか通学路の問題とか枝葉に分かれていきますので、そういったものの漏れがないような答えになっていきます。

委員長からお尋ねの意見が多いものは、大気、水、それと今の交通事情、風評対策などについて多かったと認識しております。

○吉葉委員長 ありがとうございます。

では、ほかに御意見はございますか。質問でも結構ですが。今、資料 4 です。

それでは、資料 5 に移ります。奥先生、ありますか。

○奥委員 事務局に確認をしたいのですが、資料 5 もそうですし、資料 3 についてもそうなのですが、事業者からの回答の欄に記載されている内容は、事業者が記載してきた内容がそのまま全てここに入っているという理解でよろしいですか。

○前田課長 今回記載している回答につきましては、事業者からの回答をそのまま添付してございます。

○奥委員 分かりました。それであればなおさらなのですが、どこも別に事務局のほうで要約したり端折ったりされていないということでしたら、もう少し具体性を持った、そしてできる限り定量的な御回答を要するなと思っております。先ほどの資料 4 について今事業者が回答を作成中ということですが、そちらの回答の作成に当たっても同様に具体性と根拠を持った中身にしていただきたい旨をぜひお伝えいただきたいと思っております。

資料 5 についてなのですが、11 番目の意見は私が出させていただいて、先ほど宮越委員からも詳細に御意見がありましたので御対応をお願いしたいと思います。

それと、4 番目にあります、単にごみを燃やすだけなのかと。今、脱炭素に向けた取組

がいかなる主体においてもそれぞれの立場で積極的にやっていくということが求められている中で、廃熱利用ですとか、もしくは温室効果ガスの削減に資するような取組、それこそ法を遵守していればいいというだけではなくて、それ以上の積極的な取組として何を考えて何をやろうとしているのかというところをぜひ積極的に出していただく必要があると考えております。事業者の回答を見ますと、将来的にはエネルギーを利用した事業も考えていらっしゃるということなのですが、何をまたここで新たな事業としてやろうと考えていらっしゃるのか、その辺りも具体的に示していただかないと、またさらなる地域の不安を招くようなことにもなりかねませんので、ここも明確にお示しいただきたいと考えております。

資料5については以上です。

○吉葉委員長 ありがとうございます。私が答えていいのかどうか分かりませんが、委員もそうですし、住民の方からの意見もかなり具体性があって厳しいのですけれども、答えが非常に定性的で概念的なところで教科書的な回答しか得られていないので、そこら辺で非常にフラストレーションがたまる場所ですね。特に今回新たに入っていた宮越先生の水の問題などは間違いなくイメージで捉えているのだろうなという感想を私は持っています。ですから、これからどこまで本当に住民に寄り添うような答えを出してくるか、それがなくなかなか住民の合意が得られないだろうなと思っています。前田課長、そういう意味でよろしく伝達してやってください。

○前田課長 今の意見を真摯に受け止め事業者と向き合ってまいります。よろしくお願いいたします。

○吉葉委員長 ありがとうございます。前田課長が謝る必要はないのですが。

それでは、ほかにございますか。宮脇先生、どうぞ。

○宮脇委員 今回技術的な質問を幾つかさせていただいておりました熱負荷の話とか、それからバグフィルターの消石灰使用量ということで、回答でも、塩化水素濃度計によって調整するのだということで書かれているので、技術的な側面、細かな点では説明がもう少し詳しいといいなと思いますが、問題はなかったのかなとは思っています。

1点、この資料を出した後に申請書を確認していたところで大きな疑問点、技術的な問題がありまして、その点を事業者に問合せをしていただければということが1点ございます。また、細かなところは後ほど事務局に照会させていただきたいと思いますが、申請書の添付書類の中、能力計算書の中で、Ⅲ-1の10ページというところにあつたので

すけれども、全体の施設の空気とか水のフローを紹介していただいています物質収支表というのがあって、この中で、先ほどの熱回収も大事ですという奥先生の御意見もありましたけれども、エネルギーとか脱炭素に向けてという話もあったかと思うのですが、通常ここまで大量の空気を白煙防止のために使うかというところが1点ございまして、法的に問題があるわけではないのですけれども、実際に燃焼排ガスの量が約4万m<sup>3</sup>/時ぐらいなのですけれども、それに対して1.5倍量の空気を白煙防止として煙突に投入するというところで、煙突から出ていく空気は薄くなるのですけれども、ここまで空気を送る必要があるのかなという点は、一般廃棄物の焼却炉ではあまりやられないケースですので、これは事業者さんというよりはプラントメーカーさんに設計思想を問い合わせたほうがいいかなという気はしております。若干薄めて出しているようなイメージに取られやすいというところもありますし、熱交換器の容量もそれほど大きくないので、先ほど幾つかの委員への回答の中で、将来的には熱利用ということも書かれているのですけれども、この温風で何か利用ができるというのがあれば、やはり具体例を示すべきではないかなと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○吉葉委員長 ありがとうございます。これに関しては宮脇委員と私は廃棄物の処理の専門家でございますのでディスカッションしたいのですけれども、白防<白煙防止>は必要ですか。

○宮脇委員 私としては、近年白煙防止はほとんどやられないケースが多くなっています。これはやはり熱を十分利用するという観点で実施するということですので、特にこの地域で白煙防止をするという理由もぜひ事業者さんにはお伺いしたいなというところでございます。

○吉葉委員長 都市型ですと間違いなく必要なのですけれども、臨海地域とか山間部、山間部でも変性ガス、二酸化硫黄とかそういうのは出てきますけれども、今回のごみ質によってはそういうのも懸念されるのですけれども、基本的にはやはりエネルギーのロスが相当多いのです。だから、エネルギー利用を考えた場合には本当に白防が必要なのですかというのが通説になりつつあるのです。これまでは本当に判で押したように白防をつけますということをやってきたのですが、そういう意味で、そういうことも含めて技術的な観点から、あと将来展望ももう少し語ってもらわないと、エネルギー利用は具体的にどういふことを想定しているのかというのが分からないですね。そこへ来ると、私たちは本当に

専門的に、場合によってはもう少し踏み込んでアドバイスも含めて議論ができるのですが、まだそういう話になっていないですね。

前田課長、どうでしょうか。

○前田課長 先ほど申しましたように、本会議の終了後、事業者を確認してもらいたい意見等がございましたらまたお伺いする予定でございますので、今の意見につきましても意見として頂ければ事業者を確認をしておりますが、法規制値以外のものについてどう考えるかという問題もあると思います。そこを事業者がどう回答してくるかという懸念は正直言ってございます。「法規制値を守っている」となると、回答はそこまでとは思いますが、今の御意見についても事業者を確認して、今の御意見をどう捉えるかというところも含めて事業者の対応を確認したいと思います。

○吉葉委員長 ありがとうございます。

最後に現地調査を行った後に意見が出たと思いますけれども、それに関する回答はどうなっていますか。

○前田課長 先ほど申しましたように、いただいた意見につきましては、順次、事業者側に回答を求めているところでございますけれども、今日の会議には間に合っておりません（注：下線の部分は、事務局に認識の誤りがあり、委員から頂いた意見のうち、この時点で事業者に依頼していたものについては全て回答があったため、正しくは「今後順次、事業者へ回答を依頼します」となります。）。

○吉葉委員長 回答がない分はどういう扱いをするのですか。

○前田課長 次回の会議でお示しできればとは考えてございます。

○吉葉委員長 では、今回の回答分に関して何かほかに御意見・御質問はございますか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 資料5の1番目と2番目に関連してなのですが、現地視察と申しますか、現地の前に伊奈平工場に伺ってそこでの状況を見させていただきましたよね。あそこの焼却炉がかなり老朽化していて、そこでの建て替えというか、新たな焼却炉の更新が難しいというお話があって、将来的にはどうか、今、伊奈平で焼却している分の一部をこちらの檜原村に新たに建設する焼却炉に持っていくというお話がありました。将来的には全て伊奈平の焼却炉は廃止して全て檜原村に持って行って焼却したいというお話が事業者からあったのです。その辺の将来構想と申しますか、今、伊奈平で焼却している分をどれぐらいいつの時点でどの程度持って行って、さらにはどれぐらいの時点で全部檜原村に持っていく

想定なのか、ちゃんと公の情報を資料として恐らく出されていないと思うので、ただ、こういうものがどこから搬入されることになるのかということとも関わる情報ですので、こちらについてはやはり事業者の方に整理してしっかりと出していただく必要があるかなと思っておりますので、追加情報としてよろしく作成していただきますようお願いいたします。

○前田課長 今回の意見は非常に難しいところがございます。現在の許可申請との関係という点もでございますので、どれぐらい事業者が将来展望も含めるかというところ、今回の設置許可申請に関する審査という位置づけもでございますので、そこは事業者と話をし出して出せるものかどうか、確認してまいりたいと思います。

○吉葉委員長 ただ、見学して伊奈平を見て分かったのですけれども、相当老朽化していますよね。だから、そういう意味での企業の経営方針と今回の檜原への全面移転なのか、部分移転なのか分かりませんが、そういうのを絶対に切り離しては語れない。そういう意味ではやはり企業の将来展望を語った上で今回の檜原はこういう位置づけですというのが語られるのが前提だと思うのです。そのところが何も語られていないですから、その中に夢も語れないわけです。おいしいところだけ言いたいのはやまやまなのですけれども、ちょっと住民としてはブラックボックスを持って来られるという、非常に短兵急な表現ですけれども、そういうことが見えてしまう。そこにやはり疑念が湧いてくるのだと思います。バッチ炉は間違いなくダイオキシン類生成のリスクがありますから、伊奈平の操業というのは多分将来的にはもう認められない焼却炉ですよね。あそこが准連炉にできるのか、そういう意味では地元の武蔵村山市の行政方針ともリンクしてくるのですよね。そういうのも含めて今回の事業主体はどういう説明をしてくるか、これはやはり避けては通れない道だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○前田課長 今回の委員の意見を添えて事業者と話し合っただけでまいりたいと思います。事業者がきちんと回答していただければいいと思いますので、委員の御趣旨を踏まえてお話をさせていただきます。

○吉葉委員長 ほかに御質問はございますか。大丈夫ですか。

今までの御意見を伺って質問に対する回答がほとんど出てこないの、どういう扱いにしたらよろしいでしょうか。

今回の立川の事務所<多摩環境事務所>の方のお話では、なかなか専門家の先生方は納得できないという、理解できない。直接事業主体に確認する必要があるのではない

かなという気がするのですが、相当皆さんから十字砲火を浴びることになるかもしれませんが、それに耐えてもらわないと今回の設置許可申請で都がオーケーは出せないですよね。私たちは別に最初から反対とか賛成とかというスタンスは取りません。中立の立場ですけれども、やはり客観的な事実とか、あるいは存念をこちらが理解できないと、やはりそこにゴーのサインを出すことはできないというのが私たちのスタンスです。

そういう意味では、今度開くのはいつか分かりませんが、回答が出た時点で多分次回が設定されると思うのですけれども、その際には事業主体も呼ぶという方向で準備していただけますか。

○前田課長 設置要綱上、委員長の権限で本会議に呼べる、意見を聞くことができる条項もございますので、事業者はこの会議への出席を依頼したいと考えてございます。そのときに委員の方からの意見について回答してもらうようお願いしていきたいと思えます。

○吉葉委員長 それでは、次回の専門家会議はいつ開かれるか先は読めませんが、申請者をこの会議に呼ぶこととして、水の確保の問題、あと様々な疑念の問題について語っていただく方向で準備をお願いしたいと思います。

次回会議の日程は事務局のほうで調整していただけますか。

○前田課長 今の御意見を踏まえて次回の会議の調整をさせていただきたいと思えます。よろしく御協力をお願いいたします。

○吉葉委員長 ありがとうございます。

では、委員の方、ほかに何か意見はございますか。よろしいですね。

ありがとうございます。非常に不慣れなために、こういうリモート形式での会議はやっていないので、できれば肉声を聞きたいなという思いをしてヘッドフォンを外している機会が多かったのですけれども、なかなか議論が白熱しないですね。多分これだけの専門家が集まってくれば、今回の話題は相当白熱した激論が飛び交ったと思うのですけれども、淡々と進んだ感じがします。はっきり言って私がフラストレーションをためております。笑うような場合ではなく、深刻なのですけれども、そういう意味では不手際による進行をおわびいたします。ありがとうございます。

では、司会を戻します。よろしくお願いいたします。

○藤井副所長 このたびは資料の御紹介をはじめ、あと音声の調子も含めて、すみません、事務局側に不手際がありましたことを改めておわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

ただいま委員長から次回の会議の開催についてのお話がありました。本日様々な貴重な意見も頂戴いたしましたので、できるだけ早急に今日の御意見・御指摘のあった点も事業者に伝えまして、その回答が出た段階で第2回ということで設定させていただき、今、委員長からもお話がありましたけれども、事業者を招致する方向で話をしたいと思っております。

廃棄物処理法に基づく審査ということで、法の規制でどこまで見られるのかというところは難しい問題がありますけれども、本日お話を拝聴しまして、どこまで調べることでしっかりと安定的な焼却ができるのかというエビデンスをちゃんと事業者には示してもらいたいというところがございますので、必要な話をまた、委員の皆様方、恐縮でございますけれども、次回また御質問いただくなり御指摘いただくなりしていただけると大変ありがたいと思っております。

次回の運営は、コロナ禍ということでこういった形でリモートでさせていただいておりますけれども、できるだけ有意義な意見を言っていただけるような環境をしつらえたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、本日の会議はこれにて終了いたします。長時間にわたりまして、ありがとうございました。次回もどうぞよろしくお願ひいたします。

午前 11 時 09 分 閉会

※文中の〈 〉は、事務局による補足説明です。